

海田町不妊検査・一般不妊治療費助成事業のQ&A

		Q	A
1	対象	助成回数の制限はありますか。	助成回数は、1組の夫婦につき1回限りです。
2	申請	領収書の写しは、補助対象となる費用のすべてについて添付が必要ですか。	申請書類に必要な証明書に記載されていない補助対象経費がある場合は、領収書の写しが必要です。(例：院外薬局等) なお、必要な領収書を紛失・破棄等された場合は、領収書の再発行を問い合わせてください。
3	申請	申請期限がよく分かりません。	海田町の不妊検査・一般不妊治療費及び特定不妊治療費のいずれの補助も広島県の補助を受けていることが条件となります。 <u>申請期限は広島県の補助決定通知日から2か月以内のため、県の決定通知が手元に届き次第、速やかに海田町に申請してください。</u> いずれの場合も、窓口・郵送での申請を受付けております。 ※申請期限後の申請はできません。
4	申請	通帳がなく、振込先口座の通帳の写しが提出できない場合はどうしたらよいですか。	通帳をお持ちでない場合は、ネット銀行の金融機関名・店名・口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等の記載があるページをプリントアウトしたもの、もしくは上記内容が確認できるキャッシュカードの写しを提出してください。ただし、「カード番号」「セキュリティ番号」等の不要な個人情報情報は黒塗り等で見えないようにした写しを提出してください。
5	申請	添付書類に必要な県申請書等について教えてください。	以下の書類については、県に申請した書類の写しを海田町に提出してください。 【不妊検査・一般不妊治療費助成事業】 ○広島県の不妊検査費等助成事業申請書 ○広島県の不妊検査費等助成事業申請に係る証明書